

概要版

厚木市

防災都市づくり計画

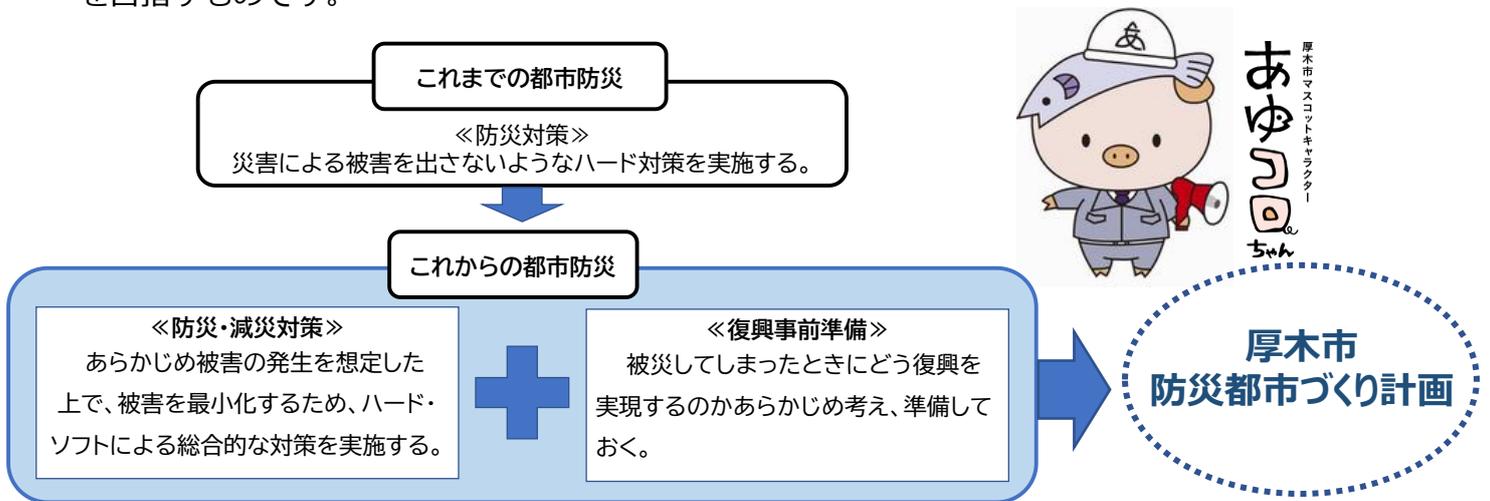
～誰もが安心して安全に暮らせる
“災害に強い都市”を目指します～



1. 防災都市づくり計画について

防災都市づくり計画について

- 近年、地震だけでなく、頻発・激甚化する台風や集中豪雨による洪水浸水被害、土砂災害など、多様な災害への対応が求められています。
- 国においては、過去の災害の教訓を踏まえ、建物の耐震化などの防災対策だけでなく、災害時にその被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、総合的な「防災・減災対策」を進めることとしています。
- 「防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する」という考え方の下、被災後の復興を早期かつ的確に行うため、事前に復興まちづくりについて準備しておく「復興事前準備」の取組が推進されています。
- 「厚木市防災都市づくり計画」は、多様な災害に対応した防災都市づくりの目標や基本方針、取組等を示し、市民の皆様と共有することで、誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”の実現を目指すものです。



厚木市の地域特性

- 本市は、神奈川県中央に位置しており、北西部には丹沢山地が広がり、市域の北西から南東にかけて緩やかに傾斜した扇状の地形を形成しています。
- 市域の東側には相模川が流れているほか、丹沢山地を源流とする中津川、小鮎川を始めとする多くの河川が流れており、これら河川の流域に平野が開けています。
- 山や川などの豊かな自然に恵まれ、豊富な観光資源を有する一方で、こうした地形の特性から、大雨による洪水や土砂災害などの自然災害が発生する危険性も併せ持っています。



丹沢山系

一級河川 相模川



2. 現状と課題

想定される災害

- 本計画において想定する災害は、地震、洪水、雨水出水（内水）及び土砂災害となっています。

地震災害について

<都心南部直下地震>

- 都心南部直下地震は、30年以内の発生確率が高いとされており、発生した場合、市内は震度5強～6強の揺れになると想定されます。さらに、市内の中央部から南部において液状化の危険が想定されます。

- 想定される被害 全壊棟数：1,105棟、焼失棟数：325棟

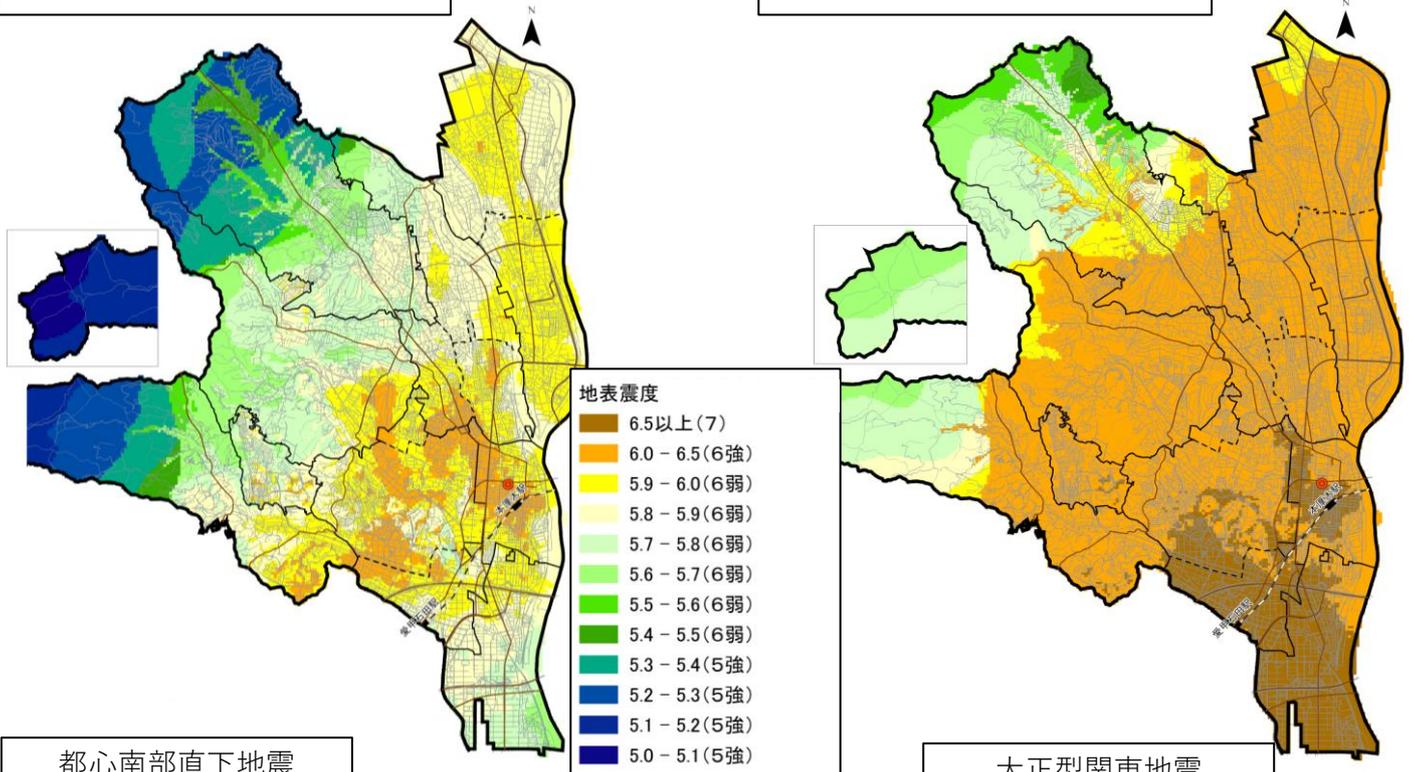
<大正型関東地震>

- 大正型関東地震は、今後30年以内に発生する確率は低いと考えられていますが、発生した場合は本厚木駅を含む市の南部では、揺れが非常に大きい震度7と想定されています。

- 想定される被害 全壊棟数：8,217棟、焼失棟数：3,247棟

都心南部直下地震 震度分布

大正型関東地震 震度分布



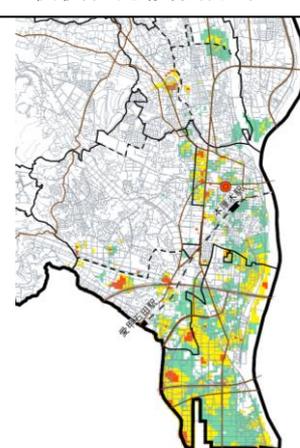
都心南部直下地震
液状化危険度分布

大正型関東地震
液状化危険度分布



液状化危険度

- かなり高い
- 高い
- 低い
- かなり低い



2. 現状と課題

洪水について

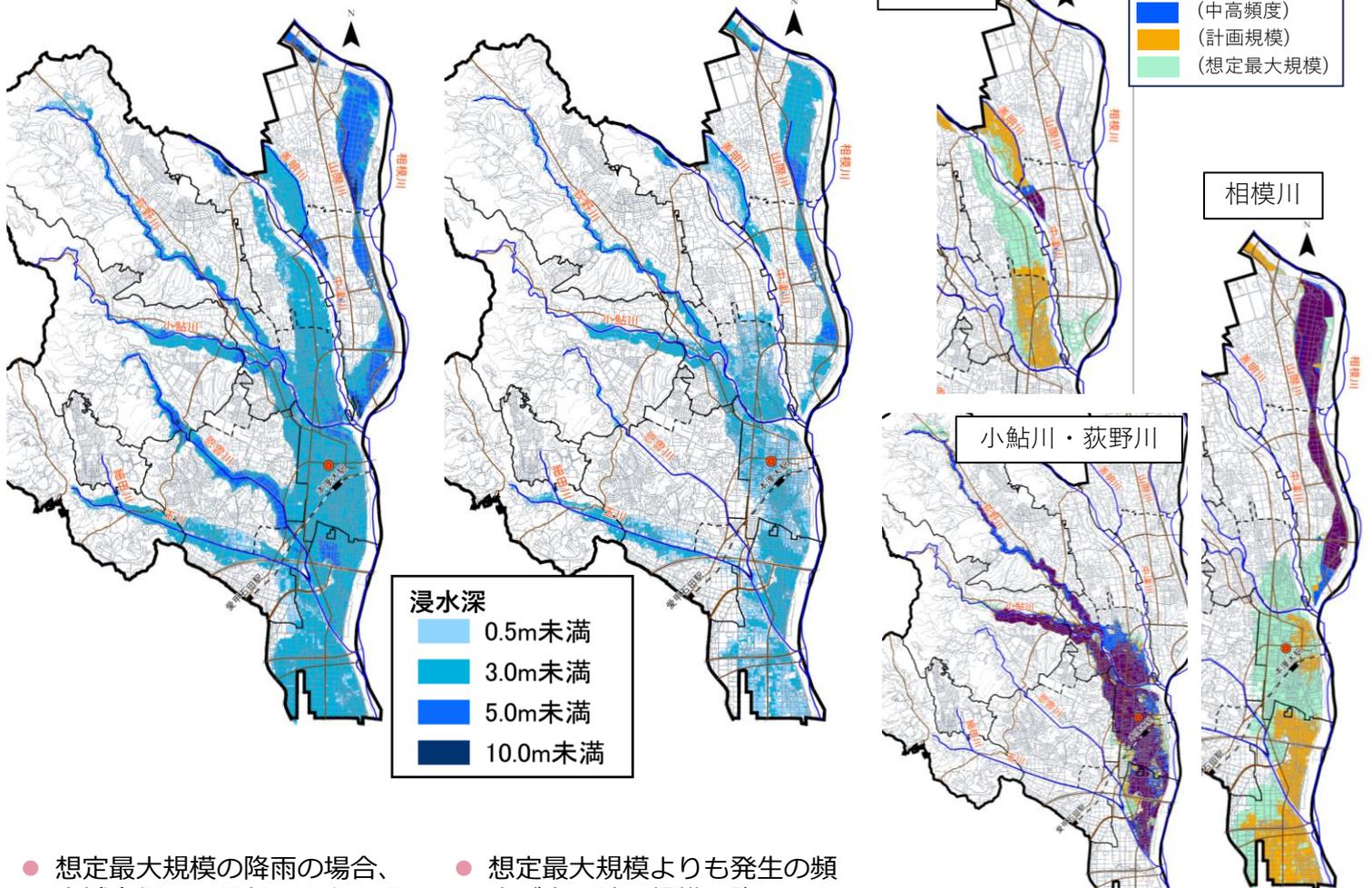
- 洪水浸水想定区域図における想定降雨量については、降雨量の確率規模に応じて「想定最大規模」、「計画規模」、「中高頻度」、「高頻度」の4つに区分されています。

規模の名称	想定最大	計画規模	中高頻度	高頻度
降雨量	多い			少ない
頻度	低い			高い
被害	大きい			小さい

想定最大規模

計画規模

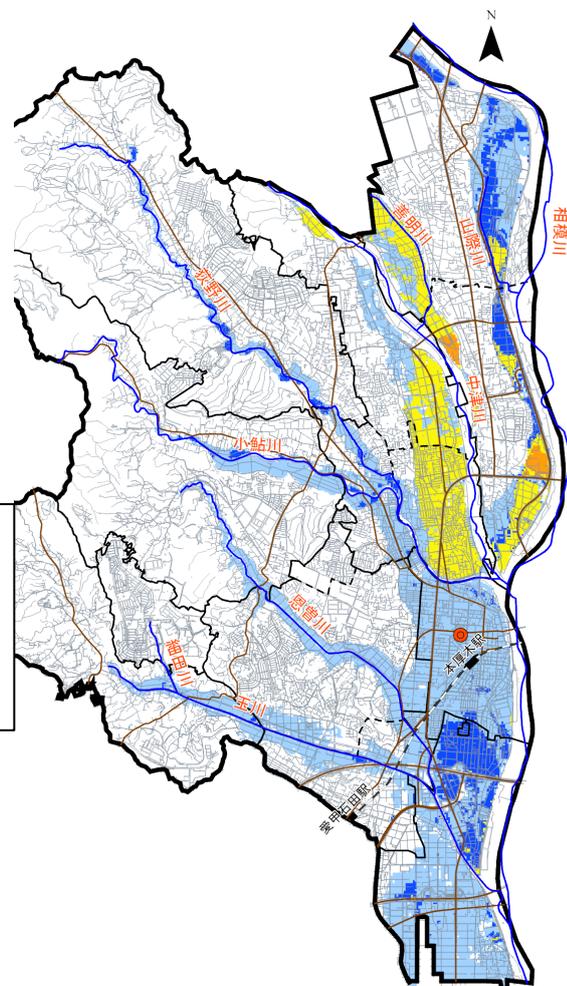
想定最大規模、計画規模、中高頻度、高頻度の重ね合わせ



- 想定最大規模の降雨の場合、市域東側の平野部を中心に洪水浸水想定区域が広がり、本厚木駅周辺などの市街地が含まれています。浸水深の深い所では、最大5.0m以上となります。
- 想定最大規模よりも発生の高頻度の計画規模の降雨においても、市役所や本厚木駅等の浸水が想定されています。河川沿いでは、浸水深が3.0m以上となる場所があります。
- 依知地域や本厚木駅周辺の市街地等は、中高頻度や高頻度の降雨による洪水浸水想定区域にも含まれ、リスクの高い状況であると言えます。

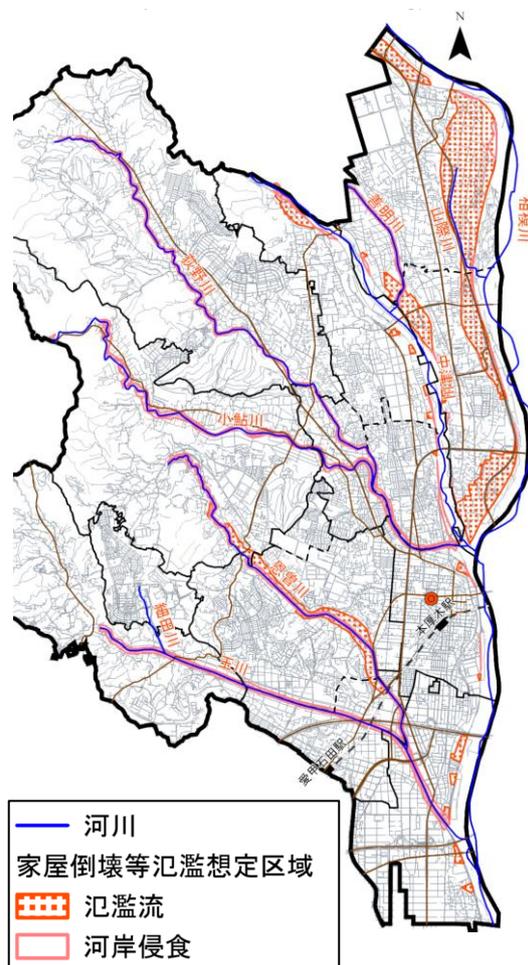
<浸水継続時間>

- 浸水継続時間は、洪水が発生し、浸水深が50cmを超えてから、洪水のピークが過ぎ浸水深が50cmを下回るまでの時間です。なお、右の洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）は、想定最大規模の降雨量を想定しています。
- 中津川沿いや相模川沿いでは、想定最大規模の降雨による浸水継続時間が1～3日間となる箇所があり、一部では最長で3日以上となります。その他では、おおむね1日未満で50cm以上の浸水が解消されることが想定されます。



<家屋倒壊等氾濫想定区域>

- 家屋倒壊等氾濫想定区域には、氾濫流によるものと河岸侵食によるものがあります。なお、右の家屋倒壊等氾濫想定区域図は、想定最大規模の降雨量を想定しています。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、破堤（堤防が壊れること）等により氾濫した水流により木造家屋の流失・倒壊をもたらすおそれのある範囲を示します。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、洪水時の川の流れにより河岸が侵食され、土地が流出し、家屋の流失・倒壊をもたらすおそれのある範囲を示します。
- 河川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。特に、依知地域の相模川沿いで、広い範囲にわたって氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。小鮎川、荻野川、玉川、恩曾川沿いには、河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。



堤防決壊により家屋が流出した状況

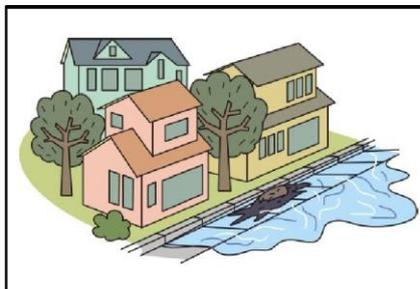
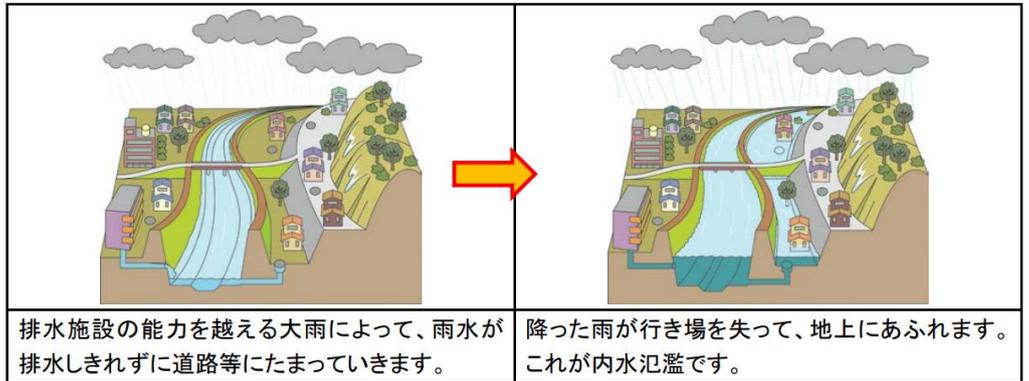


侵食により家屋が流出した状況

2. 現状と課題

雨水出水（内水）について

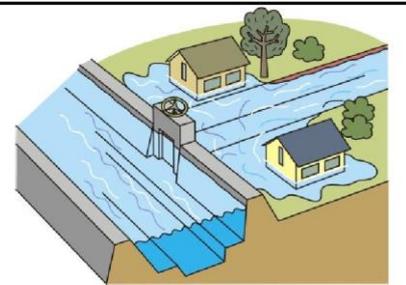
- 雨水出水（内水）は、大雨が降った時に、雨水ますや水路からあふれた水による浸水、又は、河川の水位が上がり、降った雨が排水されずあふれた水による浸水です。



大雨が降り、道路側溝にごみ等が詰まり、うまく排水されず、道路に水がたまります。

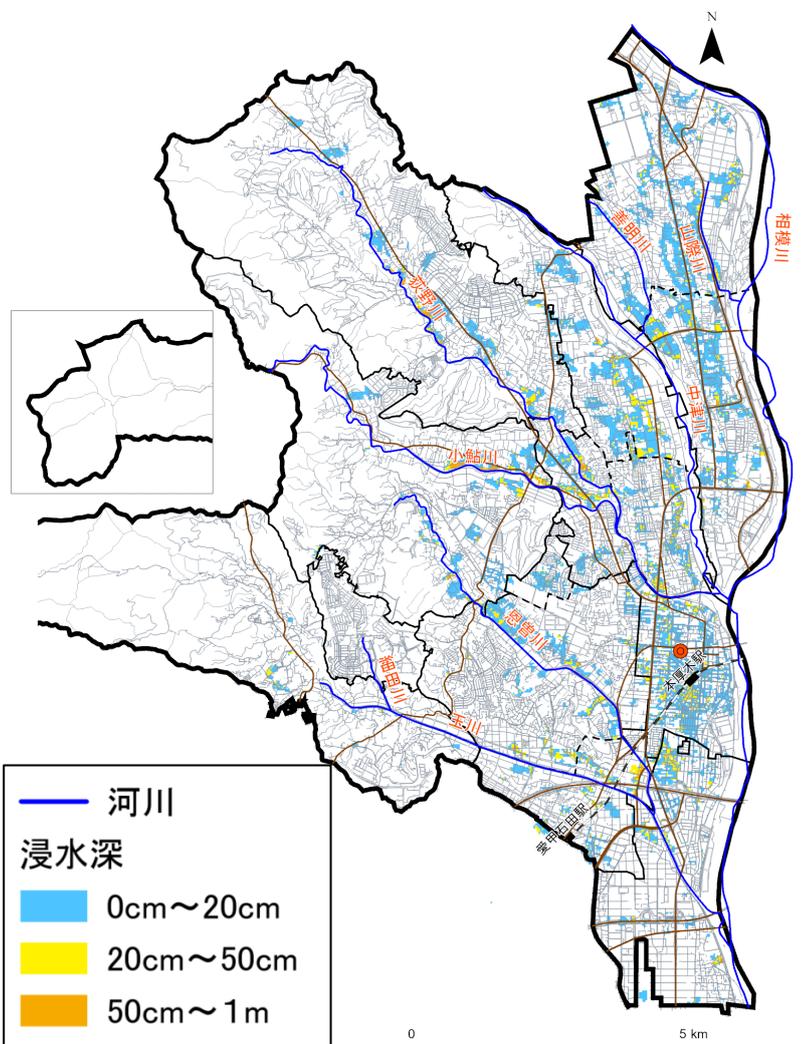


高速道路の高架下や地下道等、道路が低くなっているところに雨水がたまります。



大雨が降り、川の水位が上がると排水施設からうまく排水されず浸水します。

- 右の内水（浸水）ハザードマップは、1時間に65mmの非常に激しい雨が市内全域に降った時に浸水が想定される区域や浸水の深さをシミュレーションにより示したものです。なお、1時間に65mmの雨とは、平成25年4月6日に本市で観測された時間最大雨量です。
- 本厚木駅周辺の市街地を含む広い範囲で浸水が想定されています。
- また、小鮎川や荻野川沿いで一部50cm以上の浸水が想定されますが、それ以外の場所では、おおむね50cm以下の浸水深となっています。



土砂災害について

＜土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域＞

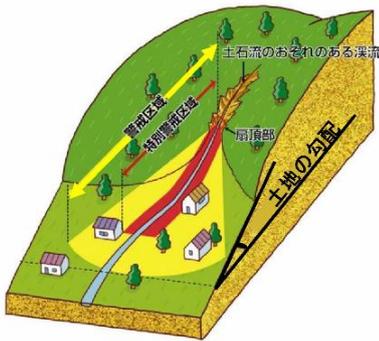
- 土砂災害警戒区域は、土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、市町村による警戒避難体制の整備などが行われます。
- 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制度を設けるほか、建築物の構造規制等が行われます。

＜土砂災害（特別）警戒区域の種類＞

- 土砂災害（特別）警戒区域は、「土石流」、「地すべり」及び「急傾斜地の崩壊」の3種類の災害の危険性がある土地について指定されています。

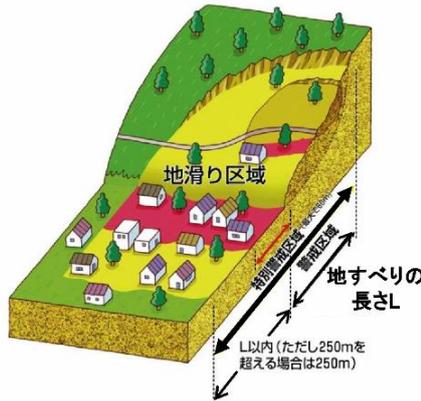
土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



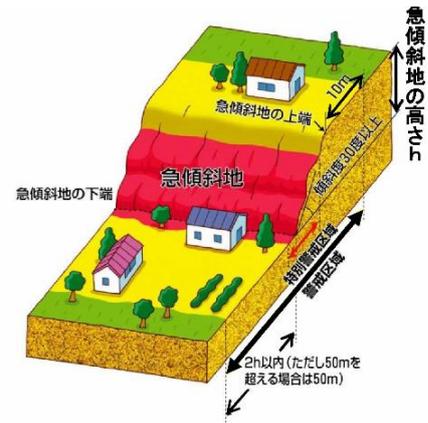
地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



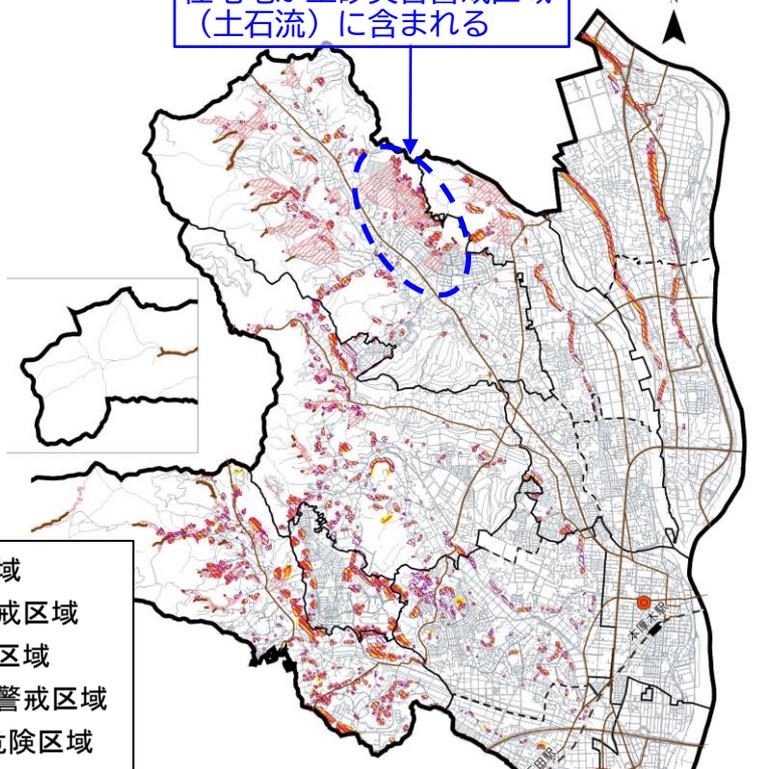
急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



- 市内には「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」に関する土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、善明川や山際川沿い、郊外の住宅団地周辺や山間部において広く分布しています。特に、荻野地域の住宅地は、広い範囲で土砂災害警戒区域（土石流）に含まれています。

住宅地が土砂災害警戒区域（土石流）に含まれる



- ▨ 土石流・警戒区域
- ▨ 土石流・特別警戒区域
- 急傾斜地・警戒区域
- 急傾斜地・特別警戒区域
- ▨ 急傾斜地崩壊危険区域

3. 防災都市づくりの目標と基本方針及び取組方針

- 厚木市の地域特性や災害リスクを考慮した上で、防災を明確に意識した都市づくりを推進していくための「目標」と「基本方針」及び「取組方針」を示します。

防災・減災対策

- 地震や水害、土砂災害の被害を最小化するための対策として、災害への備えを推進し、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を形成します。

■ 防災都市づくりの目標と基本方針・取組方針 体系図

目標

誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指します

基本方針

防災・減災対策

① 防災機能を向上させる都市づくり

防災・減災の観点から、被害を軽減するための取組を進めます。

② 都市機能を維持・継続する都市づくり

被害が発生しても、生活が維持・継続できるよう、都市機能やライフラインの停止を防ぐための取組を進めます。

③ 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、市民・事業者・行政が協働・連携し、ソフト対策とハード対策を合わせた取組を進めます。

復興事前準備

① 災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

災害が発生しても、できる限りスムーズに復旧・復興作業を行えるよう、事前に復旧・復興の手法の設定や体制を構築するための取組を進めます。

② 市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

市職員や市民を対象とした復興訓練やワークショップを実施し、市民と一緒に復興後の将来像を定めるための取組を進めます。

《関連するSDGsの目標》

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



17 パートナリシップで目標を達成しよう



復興事前準備

- 災害からの早期の復旧・復興を実現するため、地域特性に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取組を進めます。

取組方針

具体的な施策等

災害別

地震被害

- ・住宅等の耐震化・不燃化、液状化対策、がけ地等の安全対策
- ・避難路の確保や火災が燃え広がらない市街地の形成

洪水

- ・中高頻度及び高頻度の降雨により氾濫する河川を優先に整備を促進
- ・避難体制を強化するなどのソフト対策
- ・流域全体でハード・ソフトを合わせた総合的な水害対策

雨水出水(内水)

- ・ハード対策(雨水管整備など)、ソフト対策(止水板の設置支援など)による浸水被害の軽減

土砂災害

- ・急傾斜地等の安全性を確保するための整備
- ・土砂災害特別警戒区域からの移転を促進
- ・災害リスクや避難方法などの周知

複合災害

- ・複数の災害が連続して発災した場合にも、市民の安全や防災機能が確保できる都市づくり

市民協働

- ・情報提供や必要な支援の実施、地域との連携等により市民との協働による防災・減災対策を推進

重点的な取組
地域ごとの取組

復興まちづくりの事前検討

- ・被災後、速やかな復興につなげるため、事前に地区ごとの「復興まちづくり手法」を設定

都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

- ・都市復興を推進するために、いつまでに・どのような対応や手続が必要なのか、プロセスを整理

早期の復旧・復興のための体制の構築

- ・都市復興を推進する庁内の組織体制について整理
- ・職員の育成や人材の確保
- ・必要なデータの整備・充実

市民協働

- ・復興まちづくり訓練やワークショップ等を通して、市民と一緒に「復興まちづくりの方針」を検討・共有し、スムーズな復旧・復興を推進

具体的な取組

4. 防災・減災対策

重点的な取組

- 防災・減災対策に係る基本方針に沿った災害種別の重点的な取組を表に整理しました。
【】内に取組の主体を記載しています。

■防災・減災対策の具体的な取組

目標	防災・減災対策	災害種別	
		地震	洪水
誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指します	防災・減災対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路等の整備【国、県、市】 市街地整備等による防災機能の向上【市】 防災拠点となる公園の整備【市】 避難場所の確保・機能向上【市】 オープンスペースの確保【市】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 多数の人が利用する建築物の耐震化【市、市民、事業者】 生活道路の整備【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の浚渫や整備の促進【県】 準用河川の安全対策【市】 長時間浸水に対する取組【市】
	都市機能を維持・継続する都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 上水道機能の維持に関する対策【県、市】 下水道機能の維持に関する対策【市】 停電への対策【市、事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> ガスの供給停止への対策【事業者】 電話の通信機能の維持に関する対策【事業者】
		<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の整備【市】 液状化対策の促進【市】 道路施設等の耐震化の促進【国、県、市】 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による浸水被害の防止対策の支援【市、市民】 公共施設の洪水による浸水対策【市】
	市民との協働により、市民の命を守る都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防災意識向上に向けた情報提供の推進【市】 備蓄の促進【市、市民】 住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置等の支援【市、市民】 地域住民による自主的な防災まちづくり活動の推進【市、市民】 地区計画の検討【市、市民】 居住・施設の移転に係る支援【市、市民】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化の促進【市、市民】 住宅の不燃化の促進【市、市民】 帰宅困難者対策【市、事業者】 ブロック塀倒壊防止対策【市、市民、事業者】 空き家の適正管理【市、市民】 	<p>(洪水による浸水への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の取組【市、市民、事業者】 洪水による浸水被害の防止対策の支援【市、市民】 垂直避難及び洪水浸水想定区域外への避難【市、市民】 住宅地の高上げの検討【市、市民】 <p>(洪水による家屋倒壊への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクを考慮した居住誘導区域の設定【市】



雨水出水（内水）	土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> ・止水板の設置の支援【市、市民】 ・公共下水道浸水対策事業【市】 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地等の安全対策【県、市】 ・市街化調整区域における開発許可等の厳格化【市】
<ul style="list-style-type: none"> ・中町第2-2地区における複合施設の整備【市】 ・公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入【市】 ・都市計画道路等の整備【国、県、市】 ・緊急輸送道路の無電柱化の推進【市】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の雨水出水(内水)による浸水対策【市】 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害(特別)警戒区域における緊急輸送道路の機能確保【県、市】 ・集落地（住宅地）にアクセスする道路の安全性確保【市】
<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為等に対する雨水貯留浸透施設の設置義務付け【市、事業者】 ・止水板の設置の支援【市、市民】 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域等からの移転の支援【市、市民】 ・がけ地の防災対策への支援【市、市民】

災害時の避難、人命救助及び復旧作業をスムーズに進めることができるように、都市計画道路等の整備を進めます。また、避難場所や公園等を整備し災害時に利用できるようにすることにより、全ての災害に対する防災機能の向上を図ります。

上下水道、電気、ガス、通信、道路網などのライフライン施設等は、事業者や県と市が協力して施設の耐震化・液状化対策、復旧システムの充実強化、応急復旧体制の整備等を促進します。また、長時間の断水等に備え、応急給水活動や広報活動等について、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を図ります。

市役所や消防等の重要な都市機能が災害時にも機能するよう、都市計画道路や防災拠点施設等の整備を行います。

市民への情報提供や自主防災隊の活動促進、防災訓練の実施等の地域と連携した防災活動を通じて、地域の防災能力の向上に努めます。

5. 地域ごとの取組 — 厚木地域(厚木北地区・厚木南地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- 相模川沿いで住宅の倒壊のおそれ
- 元町や寿町、旭町の一部等で建物倒壊による道路閉塞のおそれ
- 国道129号の沿道の一部で液状化のおそれ
- 本厚木駅周辺は、帰宅困難者が多数発生するおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 地域全体が想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内
- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に高齢者入所施設や病院・診療所、保育園等、市役所、警察署、消防署、本厚木駅、多くの住宅が立地
- 元町や松枝の一部等で、家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅が立地
- 雨水出水(内水)により、一部で道路の冠水のおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 相模川や小鮎川の浚渫や整備の促進
- 民間施設を活用した避難場所の確保
- 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備の嵩上げ

都市機能を維持・継続する都市づくり

- 液状化のリスクの周知、液状化対策の推進
- 生活道路の整備
- 無電柱化の推進
- 中町第2-2地区における複合施設の嵩上げや止水板の設置等
- 市立病院の浸水対策
- 公共施設の非常用電源の確保
- 雨水管の整備

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 一斉帰宅の抑制
- 一時滞在施設の確保
- 住宅の耐震化の促進
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 屋内での退避(垂直避難)、洪水浸水想定区域外の避難場所や「縁故避難先」への立ち退き避難(水平避難)を検討する等、避難体制の強化
- 立ち退き避難(水平避難)の必要性など災害リスクの周知
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないことによる、将来的な土地利用における災害リスクの軽減

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 依知地域(依知北地区・依知南地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- 上依知や金田の一部で住宅の倒壊のおそれ
- 山際や関口、中依知の一部で住宅の焼失のおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 相模川や中津川沿いの広範囲が、想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域内
- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に高齢者入所施設や圏央厚木IC、厚木PAスマートICが立地
- 相模川や中津川、善明川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に多くの住宅が立地
- 土砂災害と洪水による浸水被害が同時に発生のおそれ
- 土砂災害により、圏央道、国道129号の通行が妨げられるおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 防災機能を備えた（仮称）北部地区公園の整備
- 相模川や中津川の浚渫や整備の促進
- 安全対策工事に対する補助等による急傾斜地等の安全対策の促進

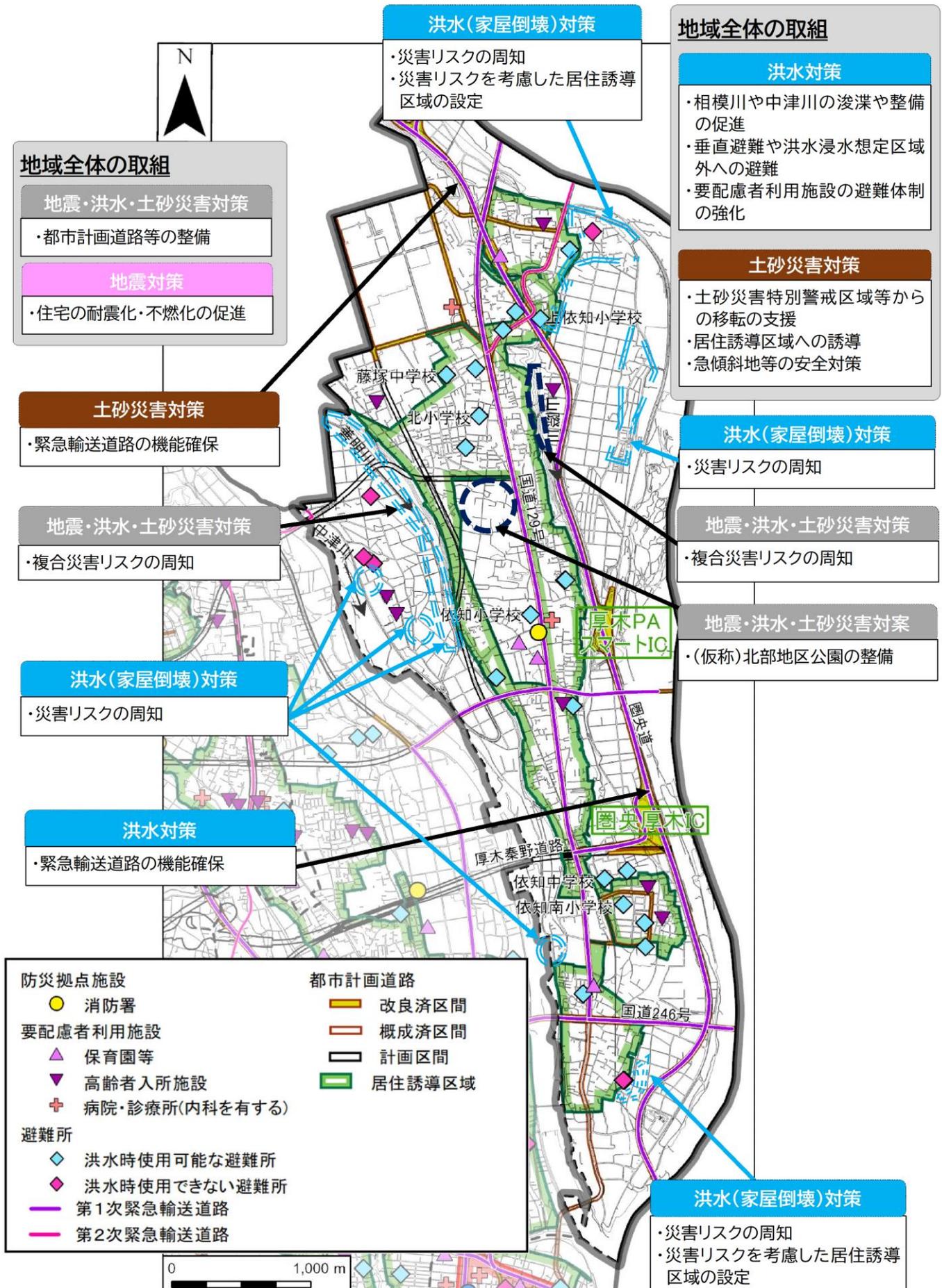
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 都市計画道路や主要な幹線道路等の整備の推進
- 緊急輸送道路の機能確保

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- 複合災害リスクの周知
- 住宅の耐震化・不燃化の促進
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないことによる、将来的な土地利用における災害リスクの軽減
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導

取組方針図



災害リスク

地震に関するリスク

- 三田や三田南、林の一部で建物倒壊による道路閉塞のおそれ
- 妻田北や妻田東の一部で住宅の焼失のおそれ
- 林の一部で液状化のおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 中津川や小鮎川・荻野川沿いの広範囲が、想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内
- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に保育園等や病院・診療所、高齢者入所施設、多くの住宅が立地
- 洪水による浸水により、国道129号の通行が妨げられるおそれ
- 家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅が立地
- 棚沢周辺は、土砂災害警戒区域内に住宅が立地
- 土砂災害により、県道63号の通行が妨げられるおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 相模川や中津川、小鮎川・荻野川の浚渫や整備の促進
- 民間施設を活用した避難場所の確保
- 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備の嵩上げ
- 安全対策工事に対する補助等による急傾斜地等の安全対策の促進

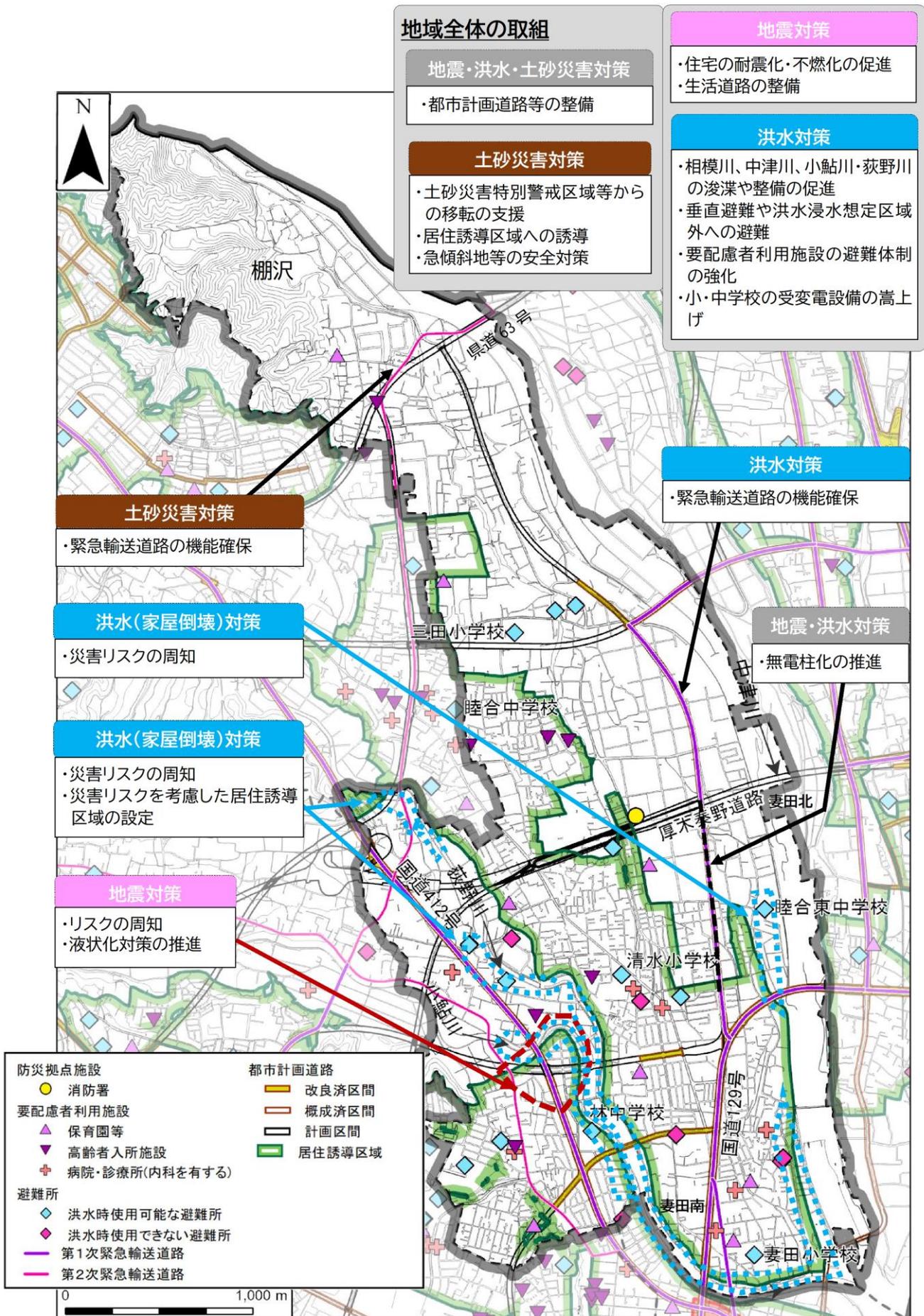
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 避難路等の安全確保
- 液状化のリスクの周知、液状化対策の推進
- 生活道路の整備
- 無電柱化の推進
- 緊急輸送道路の機能確保

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 住宅の耐震化・不燃化の促進
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 屋内での退避（垂直避難）、洪水浸水想定区域外の避難場所や「縁故避難先」への立ち退き避難（水平避難）を検討する等、避難体制の強化
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないことによる、将来的な土地利用における災害リスクの軽減
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 荻野地域(荻野地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- まつかげ台の一部で、住宅の焼失のおそれ
- 上荻野やまつかげ台の一部で地震に伴う土砂災害による道路閉塞のおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 土砂災害警戒区域内に多くの住宅が立地
- 想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内に病院・診療所が立地
- 荻野川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅が立地
- まつかげ台、みはる野、鳶尾等においては、土砂災害警戒区域内に多くの住宅が立地
- 土砂災害による道路閉塞のおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 荻野川の浚渫や整備の促進

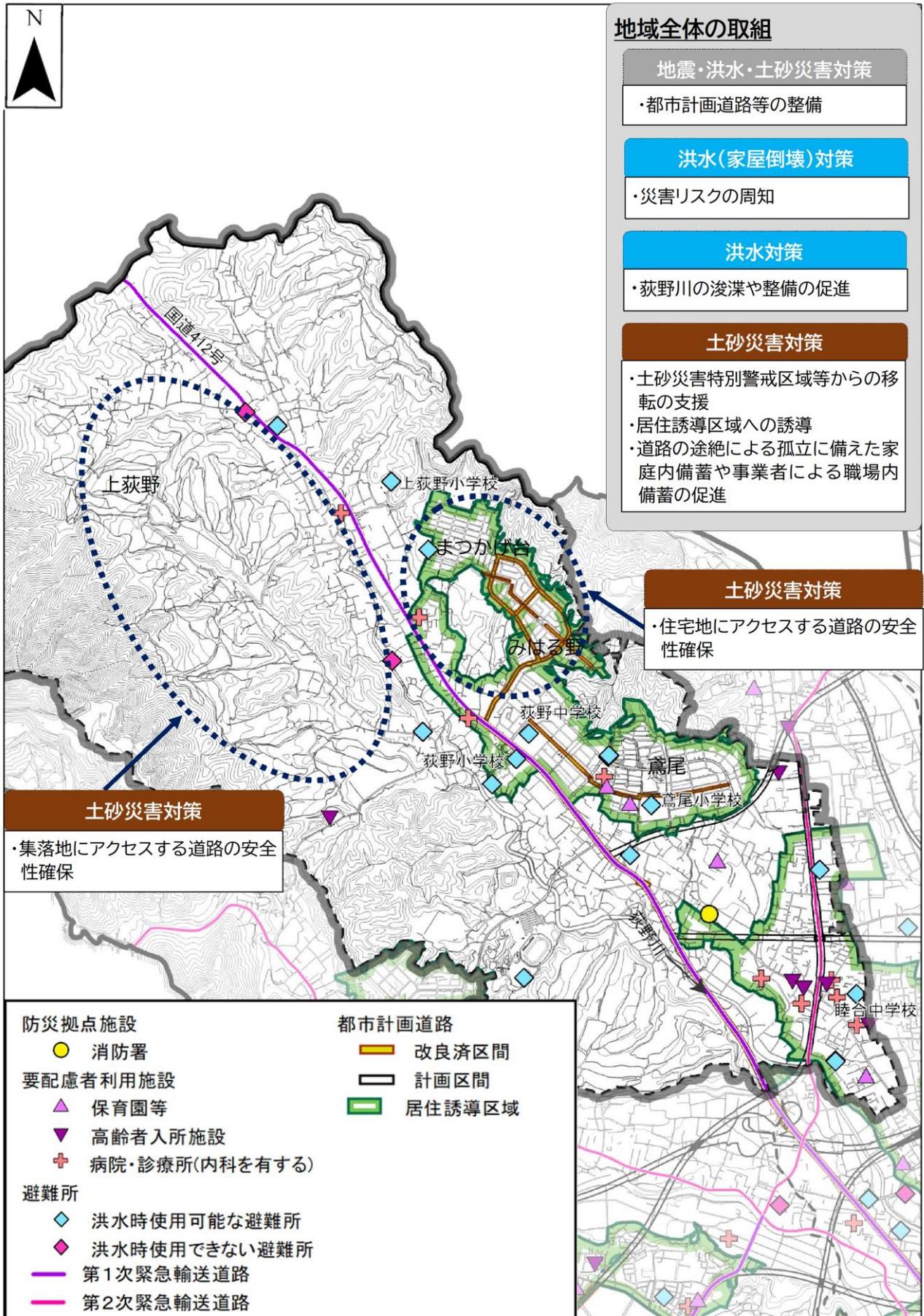
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 避難路等の安全確保
- 集落地や住宅地にアクセスする道路沿いの急傾斜地等の安全対策や砂防堰堤の整備の推進

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 地域としての不燃化の促進
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導

取組方針図



5. 地域ごとの取組 —小鮎地域(小鮎地区)—

災害リスク

地震に関するリスク

- 飯山の一部等で地震に伴う土砂災害による道路閉塞のおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域内に高齢者入所施設が立地
- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に病院・診療所が立地
- 小鮎川沿いの一部で雨水出水（内水）による50cm～1mの浸水想定区域内に住宅が立地
- 小鮎川や恩曽川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に多くの住宅が立地
- 土砂災害の危険性が高い区域内に住宅が立地
- 土砂災害による道路閉塞のおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 小鮎川、恩曽川の浚渫や整備の促進
- 安全対策工事に対する補助等による急傾斜地等の安全対策の促進

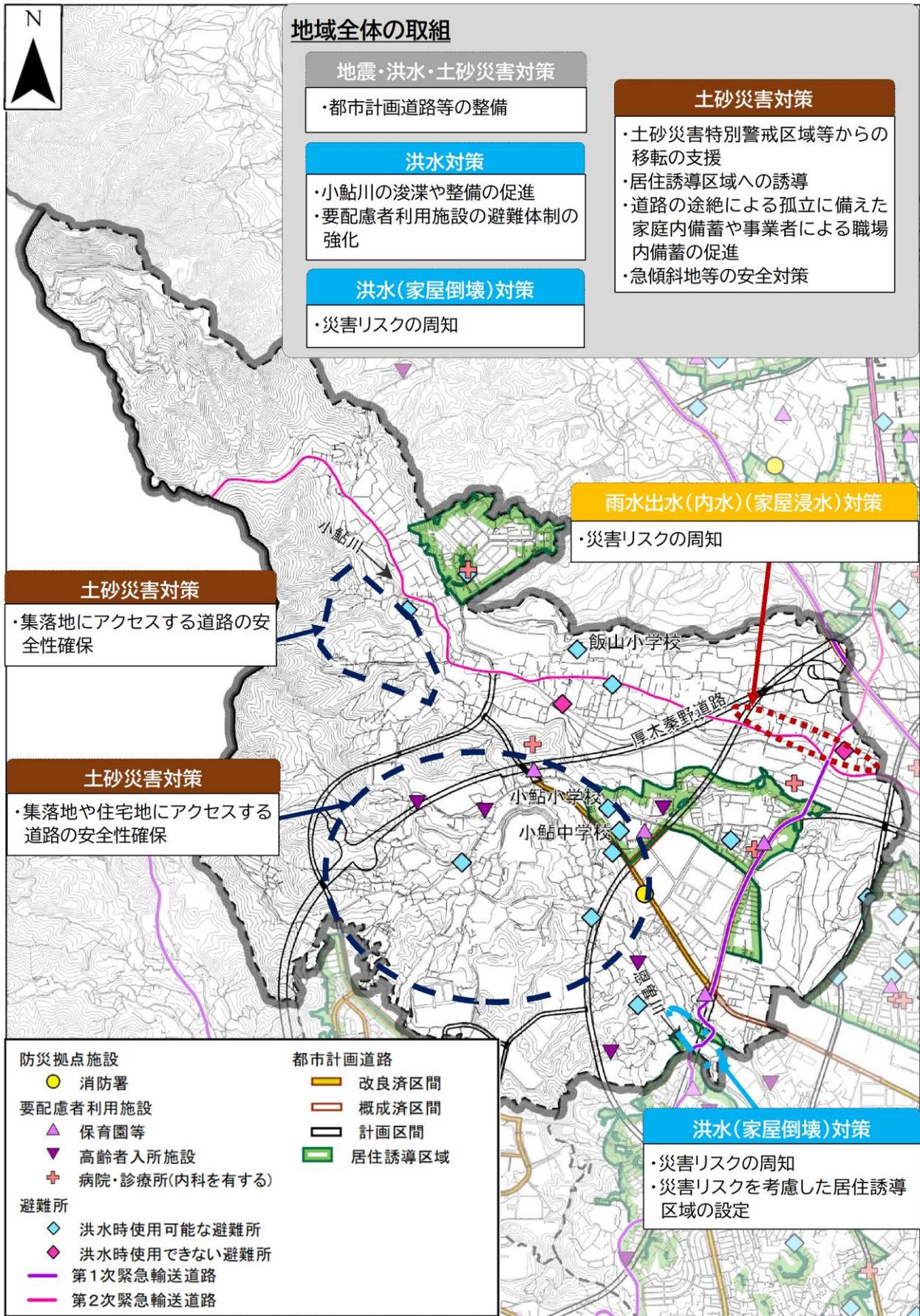
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 避難路等の安全確保
- 集落地や住宅地にアクセスする道路沿いの急傾斜地等の安全対策

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導
- 家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 南毛利地域（南毛利地区・緑ヶ丘地区・南毛利南地区） —

災害リスク

地震に関するリスク

- 長谷、緑ヶ丘、愛甲、愛甲東の一部で建物倒壊による道路閉塞のおそれ
- 愛甲西や愛甲東の一部で液状化のおそれ
- 愛甲石田駅周辺で帰宅困難者が発生するおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に高齢者入所施設や病院・診療所、保育園等が立地
- 玉川や恩曾川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅や病院・診療所、保育園等が立地
- 土砂災害の危険性が高い区域内に住宅が立地

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 玉川や恩曾川、小鮎川の浚渫や整備の促進
- 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備の嵩上げ

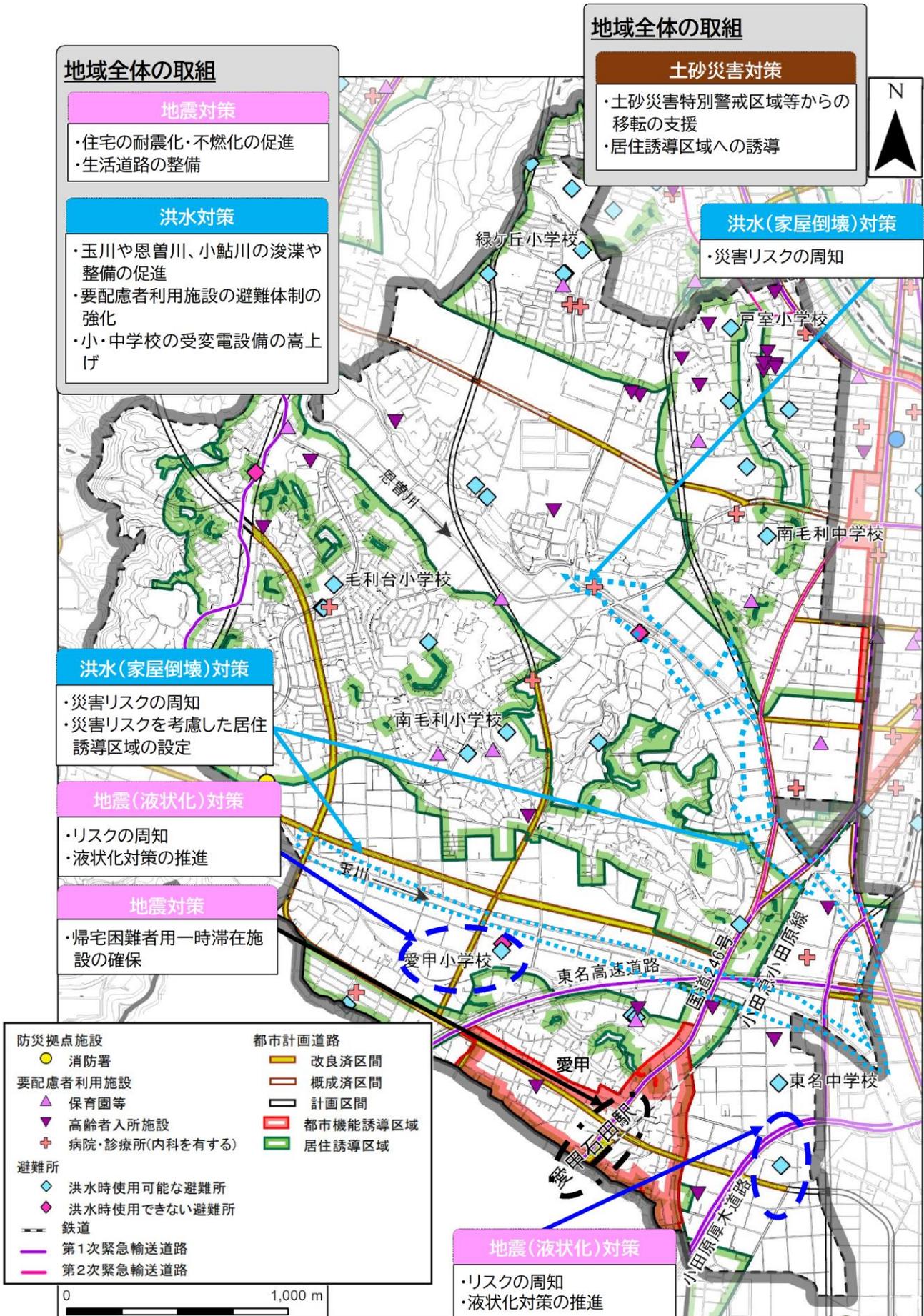
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 液状化のリスクの周知、液状化対策の推進
- 生活道路の整備

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 住宅の耐震化の促進
- 地域としての不燃化の促進
- 一斉帰宅の抑制
- 一時滞在施設の確保
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないことによる、将来的な土地利用における災害リスクの軽減
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 玉川地域(玉川地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- 地域の一部で地震に伴う土砂災害による道路閉塞のおそれ
- 地震に伴う土砂災害により、県道64号の通行が妨げられるおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 玉川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅が立地
- 土砂災害の危険性が高い区域内に多くの住宅が立地
- 地域の一部で土砂災害による道路閉塞
- 土砂災害により、県道64号の通行が妨げられるおそれ

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 玉川、細田川の浚渫や整備の促進
- 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備の嵩上げ

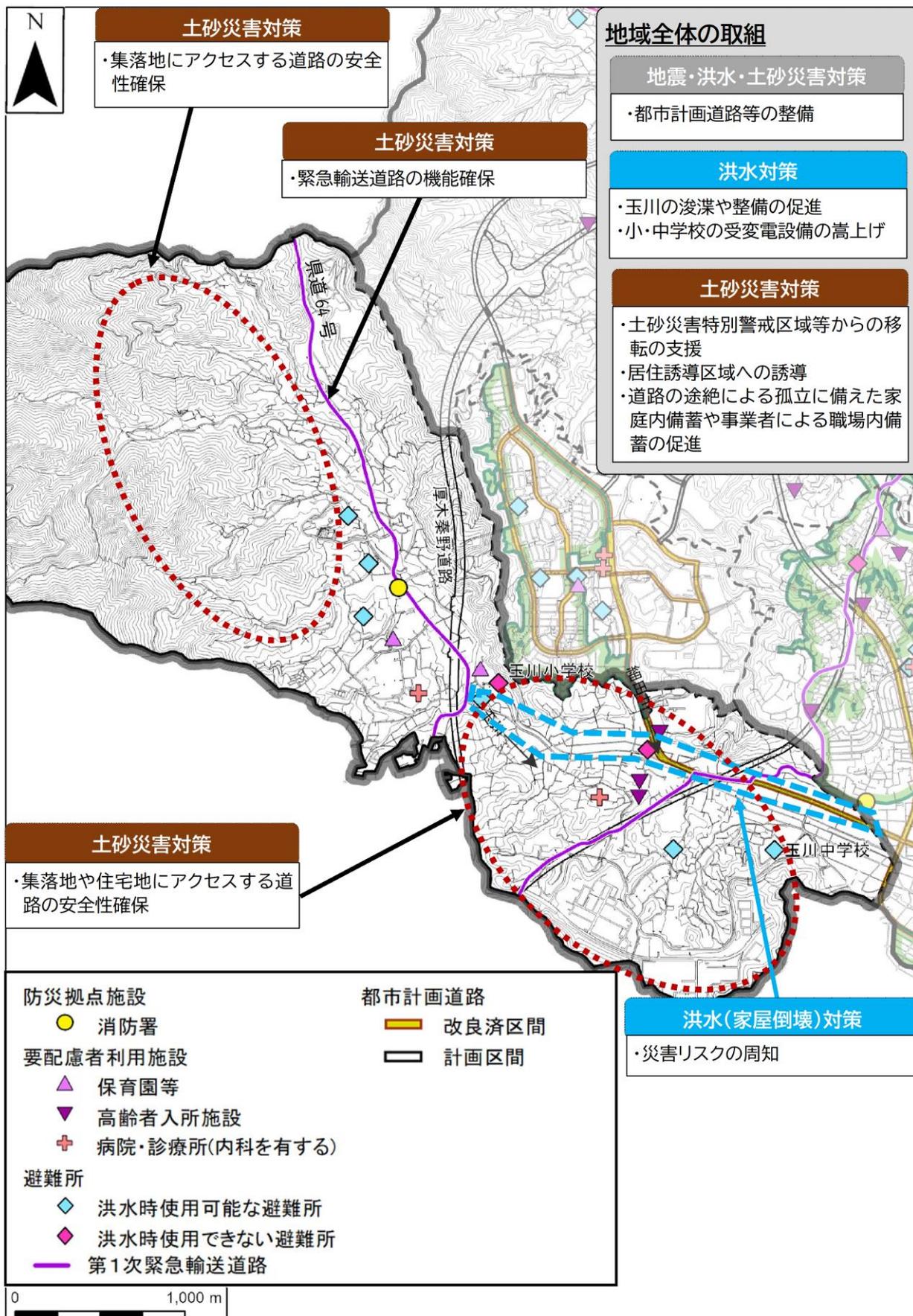
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 避難路等の安全確保
- 緊急輸送道路の機能確保
- 集落地や住宅地にアクセスする道路沿いの急傾斜地等の安全対策

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導
- 家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 森の里地域(森の里地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- 地震による家屋の倒壊や延焼などの目立ったリスクは想定されていない。

水害、土砂災害に関するリスク

- 土砂災害の危険性が高い区域内に住宅が立地
- 土砂災害による主要道路の閉塞のおそれ

取組の方向性と対策

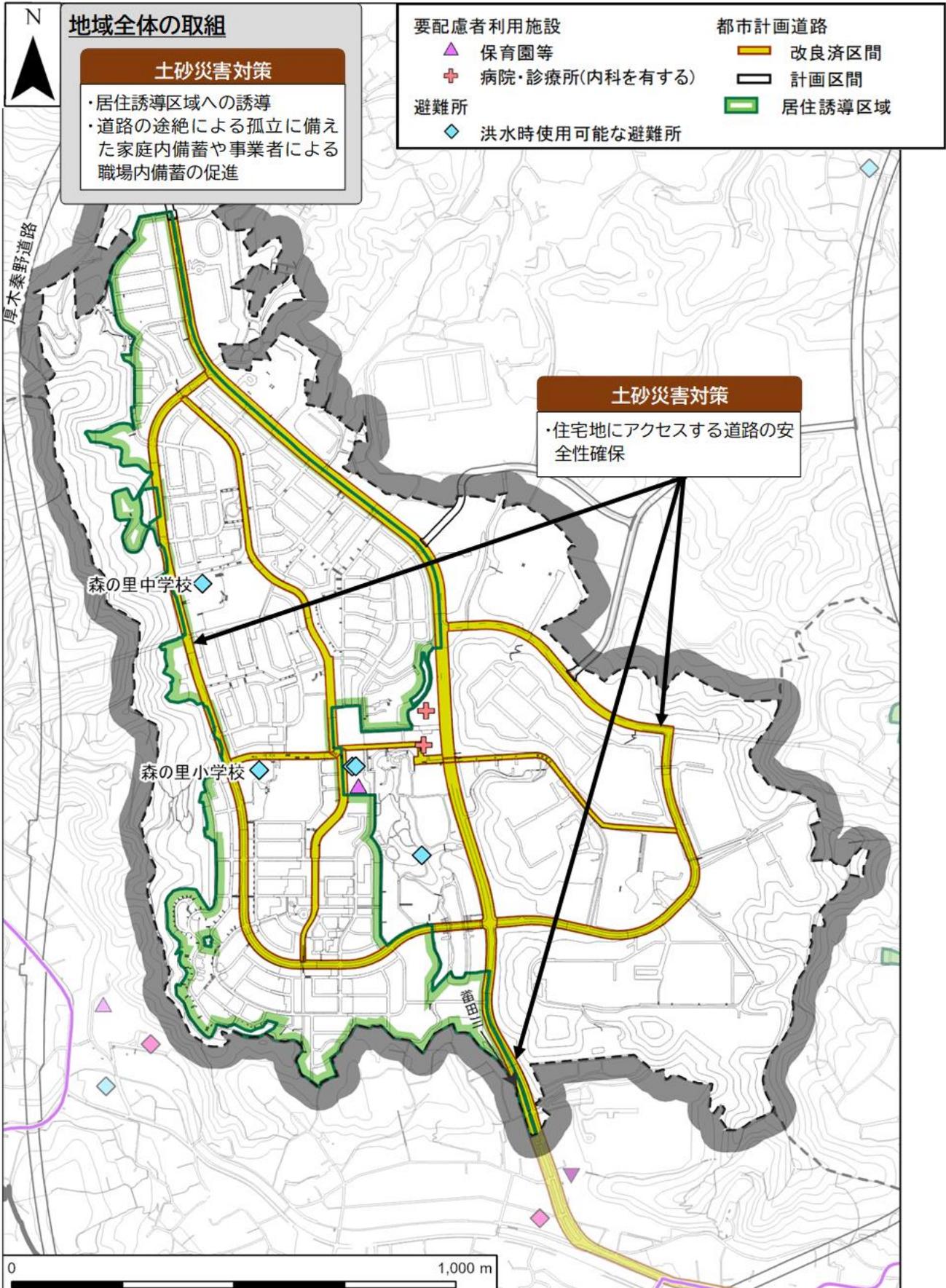
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 住宅地にアクセスする道路沿いの急傾斜地等の安全対策

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- 土砂災害特別警戒区域等からの移転支援による居住誘導区域への誘導
- 家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進

取組方針図



5. 地域ごとの取組 — 相川地域(相川地区) —

災害リスク

地震に関するリスク

- 戸田や岡田の一部で建物倒壊による道路閉塞のおそれ
- 酒井や上落合の一部で液状化のおそれ

水害、土砂災害に関するリスク

- 地域の大部分が想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内
- 想定最大規模や計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内に高齢者入所施設や保育園等、病院・診療所、消防署、厚木IC、厚木南ICが立地
- 高頻度の降雨による洪水浸水想定区域内に多くの住宅が立地
- 相模川や玉川、恩曾川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域内に住宅が立地

取組の方向性と対策

防災機能を向上させる都市づくり

- 相模川や玉川、恩曾川の浚渫や整備の促進
- 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備の嵩上げ

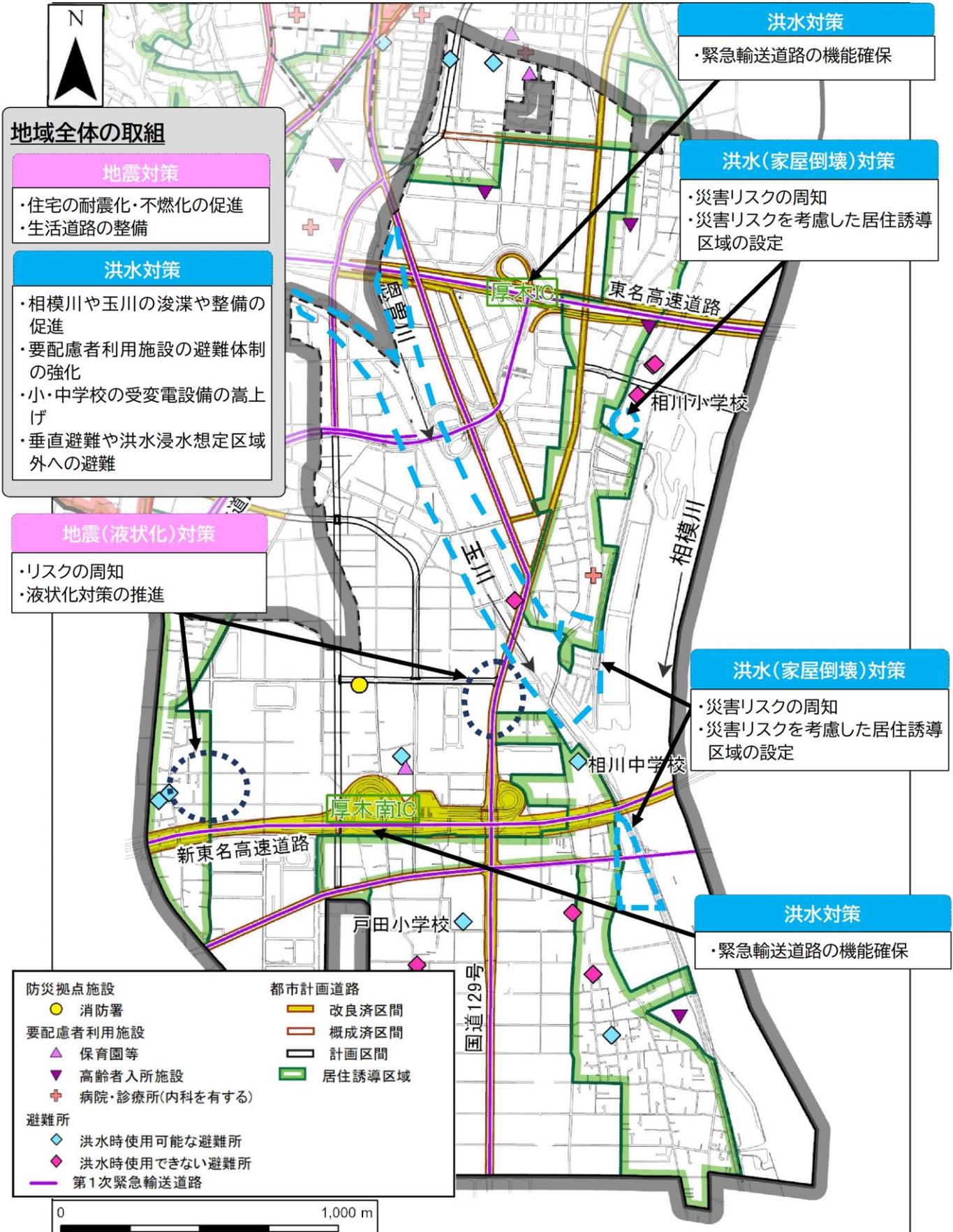
都市機能を維持・継続する都市づくり

- 生活道路の整備
- 液状化のリスクの周知、液状化対策の推進
- 緊急輸送道路の機能確保

市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知
- 住宅の耐震化・不燃化の促進
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化
- 屋内での退避（垂直避難）、洪水浸水想定区域外の避難場所や「縁故避難先」への立ち退き避難（水平避難）を検討する等、避難体制の強化
- 立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないことによる、将来的な土地利用における災害リスクの軽減

取組方針図



6. 復興事前準備

- どのような被害が発生しても対応できるよう、被災後の復興まちづくりについて事前に検討し、準備します。
- 取組方針（8ページ）で掲げた内容について、次のとおり整理しています。

復興まちづくりの事前検討

復興まちづくり手法のタイプ

- 本計画では、土地利用や都市基盤の整備の状況に応じた5つの復興まちづくり手法を設定しました。災害により大きな被害を受けた場合には、この手法に基づき復旧・復興を推進します。

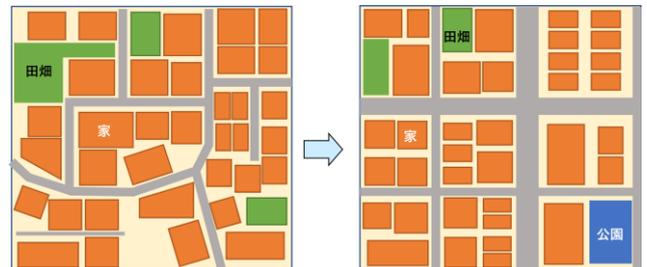
① 拠点整備地区



拠点整備地区の復興イメージ

- 都市機能の集積拠点として復興を検討する地区
- 市街地再開発事業等により、駅前広場等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討

② 基盤整備地区

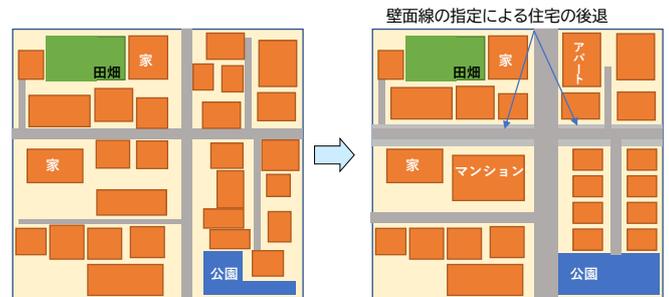


基盤整備地区の復興イメージ

- 都市機能誘導区域周辺の居住誘導区域内など
- 都市基盤が未整備な地区が大きな被害を受けた場合に、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法の導入を検討

③ 修復・改善地区

- 道路等の都市基盤の整備が一定程度実施されている地区
- 大きな被害を受けた場合に、個別の修復型・改善型の事業を組み合わせた復興まちづくりを検討
- 具体的には、既存の道路網をいかし、壁面線の指定や、主要区画道路等の整備、敷地の共同化、協調建替え、街区内の敷地の整序等の実施方針を検討



修復・改善地区の復興イメージ

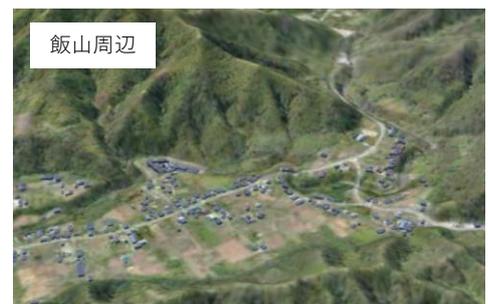
④ 復旧・個別再建地区



復旧・個別再建地区の例

- 土地区画整理事業等により都市基盤の整備が完了している地区
- 大きな被害が発生した場合に、都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図る。

⑤ 集落地個別再建地区

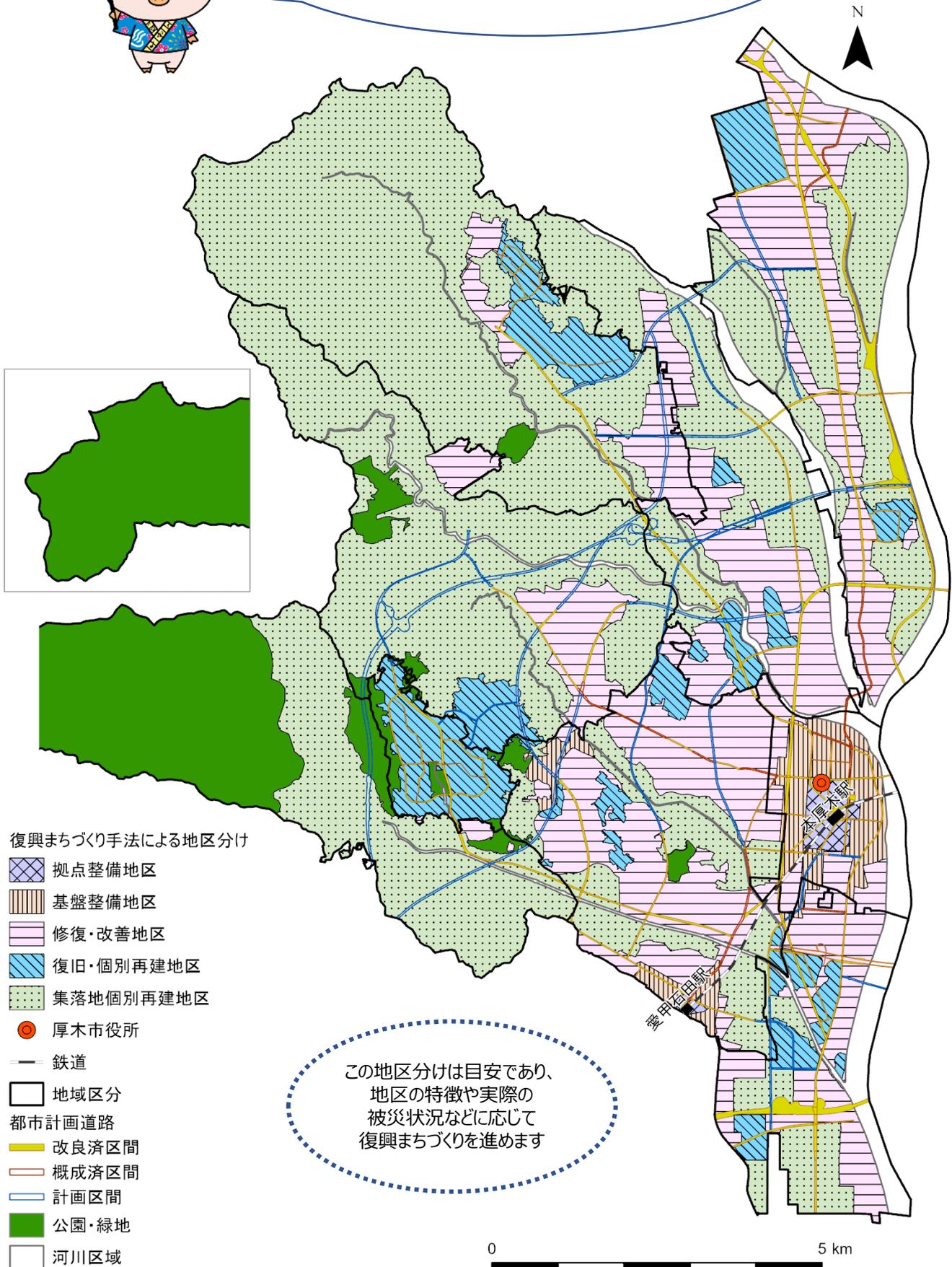


集落地個別再建地区の例

- 市街化調整区域
- 特に大きな被害が発生した地区について、都市基盤の復旧を進めつつ、個別再建を図る。
- 集落が一体的に被災した場合には、被災住宅・施設の移転も含めて復旧の方針を検討



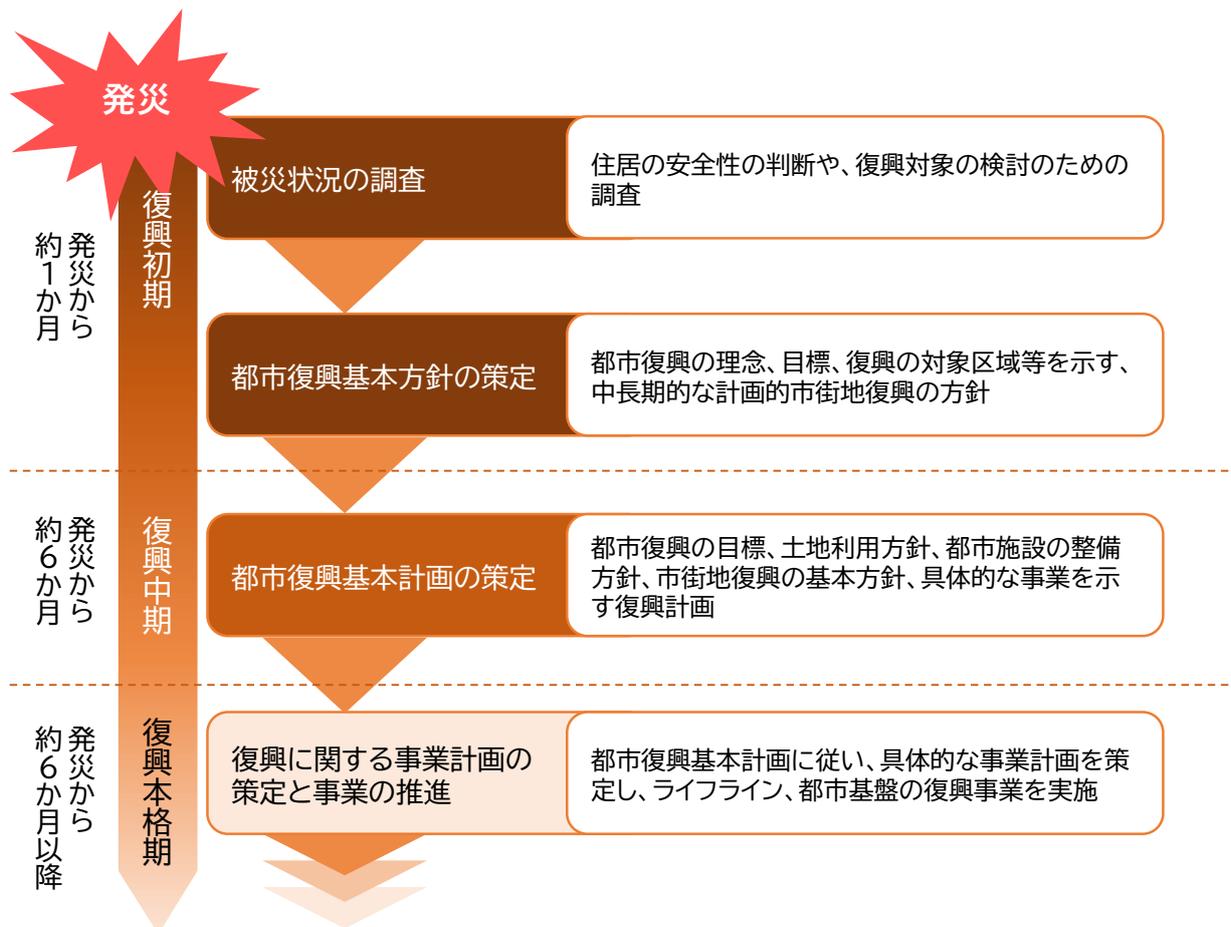
事前に準備しておくことで、被災した場合に**早期かつ確な復旧・復興**を進めることができます



6. 復興事前準備

都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

- 被災地区の被害状況、従前の都市基盤の整備状況、市民の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりといった中・長期的な復興の方針を示す「都市復興基本方針」を検討します。
- 「都市復興基本計画」により、地区ごとの復興の目標、計画、事業等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。



①復興初期

プロセス	市民の役割	行政の役割
被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 後の罹災証明取得のため、発災直後の自宅の様子等を撮影し被害状況を記録 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地において家屋や都市基盤の被害状況を調査
都市復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が作成する復興方針を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害調査結果を基に、発災から2週間を目途に都市復興基本方針を策定 ※都市復興基本方針には、中長期的な市街地復興の方針として、都市復興の理念、目標、市街地復興の対象区域を示す。
建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点整備地区、基盤整備地区及び修復・改善地区においては、復興まちづくり支障をきたす建築物を未然に防ぐため、発災後から最長2か月の建築制限を実施

②復興中期

プロセス	市民の役割	行政の役割
都市復興基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 説明会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後から6か月以内を目途に、都市復興基本計画を策定 <p>※都市復興基本計画には、都市復興の理念、目標や市街地復興の対象区域とその復興まちづくりの手法に加え、復興事業の対象箇所、対象施設やその地域の土地利用等に関する都市計画を示す。</p>
復興まちづくり協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 被災した地権者が中心となり、復興の方針等を協議するための場として「復興まちづくり協議会」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり協議会の設立や運営を支援 意向調査を実施し都市復興基本計画に反映
建築制限の実施 (一部の復興の対象となる区域のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点整備地区、基盤整備地区及び修復・改善地区の中で、面的な事業を実施する区域において、建築制限の期間を最長2年まで延長
時限的市街地の設定	<ul style="list-style-type: none"> 既存のコミュニティを維持しながら、説明会等に参加し復興まちづくりの事業に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな被害を受けた地区において、本格的な復興まで地域住民の継続的な生活を支える場として、時限的市街地を設定 <p>※時限的市街地では、時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を必要に応じて整備</p>
事業実施のための手続		<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり事業実施のため財源の確保や、地区計画等の都市計画を決定するための手続を実施

③復興本格期

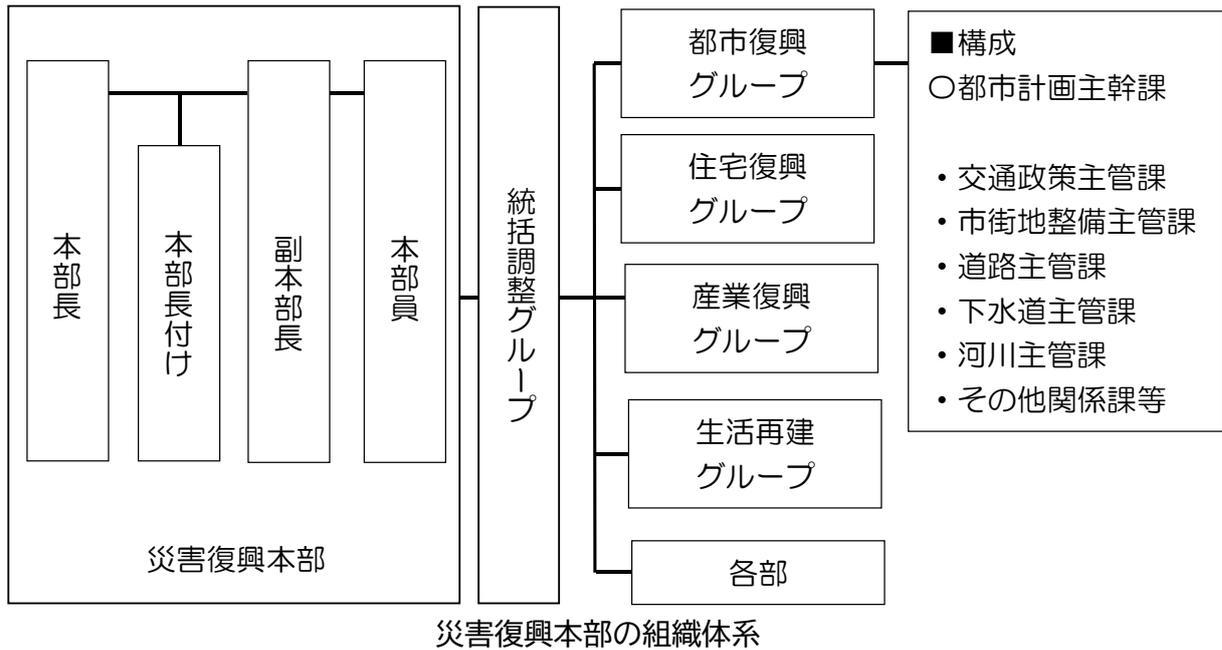
プロセス	市民の役割	行政の役割
復興に関する事業計画の策定と事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 説明会等へ参加し、事業の実施に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業の面的整備のため、市民の協力の下、調査・測量等を実施し、事業計画を策定 事業計画に基づき面的整備を実施

6. 復興事前準備

早期の復旧・復興のための体制の構築

①復興まちづくりの体制の整理

- 災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、事前に復興体制を整理しておきます。
- 市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部等）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部等において、復興計画作成方針の検討、復興検討に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部等間の調整を行います。



②復興まちづくりに関する人材育成の育成・確保

- 大規模な災害が発生した場合において、早期の復旧活動やスムーズな復興まちづくりを進めることができる職員の育成や人材の確保に取り組みます。

③基礎データの充実・更新・保管

- 被災後の復興計画の策定時は、市民、インフラに関する基礎データが必要になります。そのため、住民基本台帳や道路、下水道等の施設台帳等の基礎データの整備状況を確認し、不足している場合は追加又は充実を図ります。

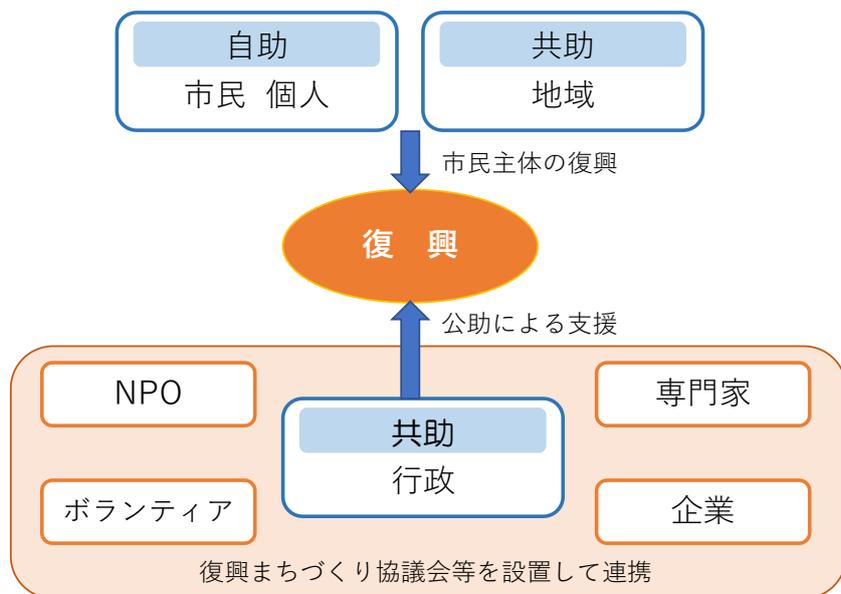
④地籍調査の実施による地籍簿・地籍図の整備

- 地震や土砂崩れ、水害、液状化などの災害により土地の形状が変化することが予測されます。地籍調査未実施地区において、このような災害が発生した場合には、元の土地の境界に関して正確に記録されていないことから、復旧・復興に時間を要するなどの課題が生じます。
- 本市では、平時から、市街地及び土砂災害特別警戒区域や液状化の危険性が高い地区などにおいて、地籍調査を実施することにより、土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた体制を整えます。

市民との協働による復興

①市民との協働による将来の都市像の検討

- 行政は、自助・共助に基づく市民主体の復興を、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携して支援します。
- 市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を検討します。



②復興訓練の実施

- 復興まちづくりに対応できる職員を育成するため、復興まちづくりへの理解と知識を得るための復興訓練を実施します。
- 平時から市民に被害想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらうとともに、市民、行政で地域ごとの復興まちづくりの方針を検討、共有するための「復興まちづくり訓練」を実施し、スムーズな復旧・復興の推進を図ります。
- 市民・事業者・行政が被害想定を直感的に理解し共有するため、デジタル技術を活用した災害リスクの可視化を進めます。

コラム 復興まちづくり訓練の例

【ガイダンス】
復興事前準備に関する座学を実施します。

【第1回】
まち歩きを行い、被害をイメージし課題を話し合います。また、防災に役立つ施設や空間、復興を助けてくれそうな施設、テント村や仮設住宅の建設ができそうな場所を把握します。

【第2回】
被災後、まちに留まって、復興に取り組むための仮の住まいや生活の確保するため、時限的市街地の設定方針を検討します。

【第3回】
まちの復興計画を考える復興模擬訓練。震災から1か月後、説明会を開いて地域のみなさんに初めて提案する、という設定で模擬体験します。そこで発表された計画について、班に分かれて議論します。

【第4回】
訓練成果と課題を話し合います。



豊島区でのまち歩きの様子



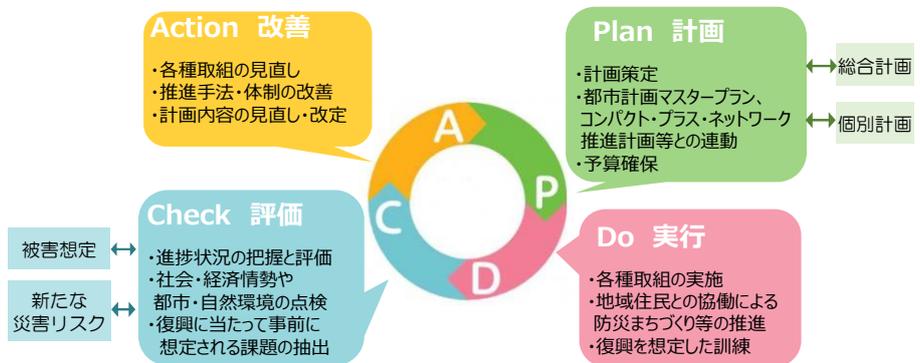
豊島区での復興模擬訓練の様子

出典：令和元年度 復興まちづくり事前準備 担当者会議 復興まちづくり事前復興の必要性と重要性について
東京都立大学名誉教授／
明治大学研究推進員 中林一樹氏

7. 計画の運用

進行管理の考え方

- P D C Aサイクルの活用による計画の進行管理を行います。
- 評価検証に当たっては、市民実感性による評価に加え、防災都市づくりの5つの基本方針ごとに重要業績評価指標（K P I）を設定し、計画の推進を図ります。



市民実感性

目標	目標値※ (令和8年度)
急傾斜地の崩壊防止、浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合	45.0%
災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合	60.0%
自主防災隊の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合	50.0%

※計画書本編には、短期(令和8年度)、中期(令和14年度)、長期(令和22年度)の目標を示しています。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	目標値 (令和8年度)
洪水浸水想定区域内に立地する避難場所等の浸水対策取組件数	45/45 施設
市民一人当たりの公園及び緑地面積	9.65㎡/人
洪水浸水想定区域内に立地する主要公共施設の浸水対策件数	2/2 施設
指定避難所となる公共施設の太陽光発電設備及び蓄電池整備件数	28/42 施設
防災訓練参加人数	18,000人
住宅の耐震化率	96.7%
地籍調査の実施面積	1,247ha
復興訓練等の実施件数	4件

計画の見直し

- 短期・中期・長期の間隔で評価検証を実施するとともに、想定する災害や被害想定などの変更により本計画に影響が出る場合には、必要な見直し又は改定を実施することで、効果的な取組の推進を図ります。



厚木市防災都市づくり計画

令和5年3月

発行 厚木市

編集 厚木市まちづくり計画部都市計画課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2400 (直通)

ホームページ URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>